

(問1)

両立支援レベルアップ助成金の法律上の根拠如何。

(回答)

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条第一項第五号、第六十三条第一項第七号

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百十五条第一号、第百十六条、第百三十八条第三号、第百三十九条

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第三十条、第三十九条第一項第二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年労働省令第二十五号)第三十七条、第三十八条、附則第二条

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十二年三月三十日労働省告示第四十号)

条文は別添1参照

(問2)

「両立支援レベルアップ助成金」の各年度予算額(平成16～19年度)及び執行額(平成16～18年度)及び当該額の「事業所内託児施設設置・運営コース」に係る額。

「事業所内託児施設設置・運営コース」の各年度に受給申請した事業者数と実際に支給決定した事業者数(平成16～18年度)。

(回答)

両立支援レベルアップ助成金

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (概算要求額)
予算額(千円)	2,248,352	2,313,580	2,282,425	3,712,625	6,179,819
執行額(千円)	2,133,139	2,008,899	2,612,457	-	-

両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (概算要求額)
予算額(千円)	901,679	787,070	916,988	2,256,538	4,012,039
執行額(千円)	875,863	726,442	1,252,685	-	-
支給申請件数	181	177	234	-	-
支給件数	181	177	234	-	-

(問3)

21世紀職業財団内における受給申請から支給決定までのプロセス如何。特に支給決定のための委員会等を設けているのか、地方事務所ごとに支給決定を行っているのか教示願いたい。

(回答)

「事業所内託児施設設置・運営コース」(設置費)の申請から支給決定までのプロセスは、以下のとおりである。

1. 事業主等は、事業所内託児施設の設置に着手する2か月前までに、「事業所内託児施設設置・運営計画」を21世紀職業財団地方事務所に提出  
「育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)支給要領」  
第2の2(1)ア(ア)及び第2の6(1)参照
2. 財団地方事務所は、支給要領に照らして計画内容を審査し、財団本部に協議のうえ、認定決定  
支給要領 第2の7参照
3. 事業主等は、設置・運営計画に基づき、計画の認定を受けた日の翌日から起算して原則1年以内に事業所内託児施設を設置し、かつ、運営を開始  
支給要領 第2の2(1)ア(イ)参照
4. 事業主等は、下記の申請期間内に「支給申請書」を財団地方事務所に提出  
・運営開始日が1月1日～6月末日の場合 7月1日から7月末日まで  
・運営開始日が7月1日～12月末日の場合 1月1日から1月末日まで  
支給要領 第9の1(1)ア(ア)参照
5. 財団地方事務所は、支給要領に照らして申請内容を審査し、財団本部に協議のうえ、支給決定  
支給要領 第10の2(1)参照

(問4)

同財団のHPに記載されている要件以外の要件や細則は存在するのか、あるならば示されたい。

(回答)

「育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)支給要領」に基づき支給決定している。(別添2参照)

なお、財団HPでは、事業主の方に分かりやすいよう、支給要件の概要をお示ししている。

(問5)

要件を満たしている事業主の申請が、予算額の枠を超えた場合、優先順位を決める基準や考慮要素を設けているのか、設けているならば示されたい。

(回答)

要件を満たしている事業主等の申請が予算の枠を超えた場合に優先順位を決める基準や考慮要素は設けていない。

(問6・7)

地方事務所ごとに上記(4)や(5)が設けられているのか。設けられている場合、全国の同一としない理由如何。

また、地方事務所ごとに上記(4)や(5)が設けられている場合、それらが予め公表されることで申請者の負担が軽減され、助成の促進による事業主の支援が進むと考えるが、見解如何。

(回答)

支給要領に定める支給要件に基づき、全国同一の基準で審査・決定している。

(問8)

助成を受けて運営している託児施設が、事業主が雇用する労働者の子以外に、その託児施設周辺の地域の児童や他の事業主が雇用する労働者の児童を含めて預かることが可能か教示願いたい。

(回答)

複数の事業主が共同して事業所内託児施設を設置・運営する場合や事業主団体が設置・運営する場合も助成対象に含まれる。

また、当該助成金により設置・運営している事業所内託児施設の利用者は、原則として、事業主等が雇用する労働者でなければならないが、当該事業所の雇用労働者の利用者数を上回らない範囲であれば、当該事業所外の者が利用することも可能である。

(問9)

助成を受けて運営している託児施設を、事後(当該託児施設を運営している事業主の雇用する労働者の児童が減少した場合等)他の事業主と共同して運営することは可能か教示願いたい。

(回答)

当該助成金を受けて設置・運営している事業所内託児施設について、運営開始後、他の事業主と共同して運営することは可能である。